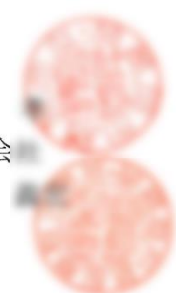


2020年10月6日

経済産業大臣
梶山 弘志 殿

関西電力株式会社
執行役社長 森本
関西電力送配電株式会
取締役社長 土井



電気事業法第106条第3項に基づく追加報告について

電気事業法第106条第3項に基づき、当社の役職員が福井県高浜町の元助役から多額の金品を受領していたという事案に関して、事実関係、原因究明を行った結果、他の類似の事案の有無について、文書で報告するよう求められ（2019年9月27日）、第三者委員会の調査報告書に基づき、2020年3月14日に報告致しました。

今般、当社子会社の元役職員による金品受取りの新たな事実が判明したことを受け、コンプライアンス委員会の指導・助言も踏まえ、独立性を確保した社外の弁護士による追加調査を実施し、本日調査報告書を受領しておりますので、添付の通り、報告致します。なお、調査結果については、第三者委員会にも報告し確認いただくとともに、コンプライアンス委員会にて審議を行い、承認されております。

記

以下報告は、社外の弁護士による調査報告書に基づき、当社がその理解により、取り纏めたものです。

1. 当社の役職員が福井県高浜町の元助役から多額の金品を受領していたという事案に関する事実関係

(1) 金品受領

①KANSOテクノス関係

- ・元役職員2名が、森山氏から、総額約404万円の金品を受領。

②関電プラント関係

- ・元役員3名が、森山氏から、総額273万円の金品を受領。このほか、受領者不明の金品20万円の受領が認められた。

③その他

- ・原子力発電所の元幹部2名が、森山氏から、物品を受領。
- ・中央送変電建設事務所の元幹部1名が、森山氏から物品を受領。
- ・関電産業（現関電不動産開発）の元幹部1名が、森山氏から10万円の金品を受領。

3. 他の類似の事案の有無

第三者委員会からの調査報告書の別紙 4-1-2-2 および添付した調査報告書のP. 7に記載されている会社以外の会社においては、森山氏及び本件取引先等からの社会的儀礼の範囲を超える継続的な金品受領は認められず、また、これと類似するコンプライアンス上問題のある金品受領は認められなかった。

以 上